最終更新日：2016年7月6日

日本商業開発株式会社
代表取締役社長　松岡　哲也
問合せ先：総務・人事本部総務チーム　06-4706-7501
証券コード：3252
http://www.ncd-jp.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスとは、会社の意思決定機関である取締役会の活性化、経営陣に対する監視及び不正を防止する仕組みであると考えております。
円滑な企業経営のために行うあらゆる手段はコーポレート・ガバナンスの対象であり、企業に関わるステークホルダー（株主、顧客、従業員、取引先、地域社会等）に対し、企業の透明性を高めることで、効率的な経営が実現できるシステムの確立を目指しております。
上記の基本的な考え方に基づいて、コーポレートガバナンス・コードを実践することに伴い、意思決定等の合理性を確保し、一層の企業価値向上を図ることにより、すべてのステークホルダーのご期待に応えることを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２－４　議決権の電子行使と招集通知の英訳化】
当社の場合、平成28年３月31日現在の持株比率は、金融機関、証券会社を含む法人投資家が18.7%、うち外国人機関投資家は5.0%です。法人投資家の持株比率が30%若しくは外国人機関投資家の持株比率が10%を超えたときには、議決権行使プラットフォームの利用を進めます。なお、招集通知の一部についての英訳は平成28年６月開催の第16期定時株主総会より実施しております。

【原則３－１　情報開示の充実】
（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
・経営計画について
当社では、代表取締役社長が経営基本方針を決定し、それに基づき、予算委員会において中期経営計画案を立案し審議しております。予算委員会において当事業年度の末日までに、当事業年度の経営計画による予算・実績の分析・評価を行い、この分析・評価を踏まえ中期経営計画案を策定しております。その策定にあたっては、顧客指向の立場で収益性の高い事業展開を目指し、売上高総利益率、経常利益率、自己資本当期純利益率（ROE）といった経営の効率性に関する経営指標を重視しております。予算委員会の審議を経て取締役会において中期経営計画を決定しております。中期経営計画の期間は3ヶ年とし、初年度計画を前事業年度の決算発表時に公表しております。その後、会社説明会を開催し前事業年度の業績結果及び今後の見通しついて説明しております。なお、２年目及び3年目の事業年度の経営計画は公表しておりません。その理由は、投資案件１件当たりの取引金額が多額であること、またテナントによる店舗建築に係る許認可・工期等に相当の期間を要し、当初の売却スケジュールが変更になる等により、投資案件の売上計上時期等が変更される可能性があるからです。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、少数精鋭で事業活動を行っており、代表取締役社長を中心とする風通しの良いフラットな組織を有する新興企業であります。また、弁護士であるとともに事業会社の取締役であるという経営感覚を備えた社外取締役（独立役員）１名に加え、様々な事業体を経験して幅広い知見を有しバランス感覚の優れた常勤監査役（独立役員）、財務・税務の専門家である公認会計士の非常勤監査役（独立役員）及び上場企業の常勤監査役として経験豊富な非常勤監査役（独立役員）の3名の社外監査役が忌憚のない意見を述べることによって、取締役会において経営監督機能の充実を図っており、コーポレート・ガバナンスが効果的に発揮できております。
上記に鑑みて、現状では社外取締役１名で十分であると判断しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－４　いわゆる政策保有株式】
当社は、現在、上場会社株式を１銘柄保有しております。これは当社創業後間もない頃、安定的な取引拡大を目指して、当該上場会社の取引先持株会に加入したことに起因するものであります。同社では、平成25年12月より15年ぶりの復配が叶い、一定のリターンを得ることができるようになりました。このように、当社の収益及び企業価値向上の観点から同銘柄を保有しているものであります。なお、今後、新たに政策保有株式を保有する予定はございません。
議決権行使にあたっては、当社の利益に資することを前提に、投資先の中長期的な企業価値向上等総合的な観点より検討を行い賛否の判断をいたします。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者取引は原則行わない方針でありますが、万一、取締役の利益相反取引・競業取引を行う場合は法令の定めるところにより、取締役会での付議事項とするとともに、取引の状況について取締役会に報告しております。
また、当社は、役員に対して年に１度「関連当事者との取引に関する調査票」の提出を求め、関連当事者間の取引の有無を確認しております。
なお、当該取引が発生する場合は、第三者との取引水準と乖離がないように決定する方針であります。

【原則３－１　情報開示の充実】
（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
・経営理念について
当社の経営理念は、「正しい投資を行う」ことであります。正しい投資は、安全な投資によって実現できます。この経営理念に基づいて、投資家のリスクを抑え、利益を長期的に安定して得られる安全な不動産投資商品を提供するビジネスモデルを当社では「JINUSHIビジネス」と称しております。「JINUSHIビジネス」を通じて、株主の皆様、投資家の皆様、資産保有者（デベロッパーを含む）の皆様、さらに地域社会の皆様のために貢献してまいります。
・中長期的な会社の経営戦略について

当社では、「土地を買って土地を貸し、その土地を低リスクで長期に安定した収益をもたらす安全な不動産投資商品として投資家に提供する」という基本戦略「JINUSHIビジネス」を事業の成長エンジンに据え、安全な不動産投資を実現する不動産投資事業を主力としております。

（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「1．基本的な考え方」に記載しております。

（3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役の報酬については、業績連動型であり、年に一度、代表取締役社長が全取締役と面談し、各取締役の過去一年間の業務成績を考慮し各取締役の年俸案を策定して取締役会に諮ったうえで決定いたします。また、中長期的な業績連動報酬として、有償ストックオプションを導入し、インセンティブ付けを行っております。

（4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役については、総務・人事担当取締役が取締役候補案を代表取締役社長に提案し、その案を代表取締役社長が検討いたします。その後、取締役会の決議を経て指名しております。取締役会では、独立社外取締役を含めたメンバーが、代表取締役社長より趣旨等の十分な説明を受けながら、その妥当性を確認し決定しております。なお、当社の明るく開放的な企業風土に合う人材、当社の企業風土を変えることのできるバイタリティのある人材、または的確で迅速な意思決定が可能である人材その他適材適所となる有能な人材を取締役候補として指名いたします。
また、監査役については、総務・人事担当取締役が監査役候補案を代表取締役社長に提案し、その案を代表取締役社長が検討いたします。弁護士・公認会計士等専門的な知見を有する人材、経営者としての資質を有する人材及び経営監視能力と高いモラルを有する人材などの中から、率直に自らの発言ができる者を、候補者といたします。その後、代表取締役社長が監査役会に提案し、監査役会で検討のうえ同意が得られたときに監査役候補として指名いたします。

（5）取締役会が上記（4）を踏まえて、経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
a．取締役
（a）松岡哲也（代表取締役社長）
松岡哲也は、当社の創業者であり「JINUSHIビジネス」のモデルの創設者であります。迅速で的確なバランス感覚のある経営判断力により、当社を現在の位置まで導いてまいりました。今後も当社にとって不可欠のリーダーであると判断し指名いたしました。
（b）永岡幸憲（専務取締役）
永岡幸憲は、新しいものにチャレンジする営業手腕を見込まれ、平成17年６月に取締役に就任。平成19年７月に専務取締役に就任。営業の中心として東京支店を一から立ち上げて、営業のマネジメントの中核人物であると判断し指名いたしました。
（c）西羅弘文（常務取締役）
西羅弘文は、営業手腕とともにマネジメント能力を見込まれ、平成17年６月に取締役に就任。平成19年７月に常務取締役に就任。「JINUSHIビジネス」を社会に広め、「JINUSHIファンド」の組成、年金基金の運用資金の取組みなどの著しい実績があり、今後も「JINUSHIビジネス」の拡大に貢献できる人物であると判断し指名いたしました。
（d）原田博至（常務取締役）
原田博至は、関西地区の不動産市場を熟知、高い営業手腕を見込まれ、平成18年11月に取締役に就任。平成25年６月に常務取締役に就任。関西地区のみならず広く不動産市場に精通していること及び人脈の広さを評価し「JINUSHIビジネス」の拡大に貢献できる人物と判断し指名いたしました。
（e）入江賢治（取締役）
入江賢治は、経理の経験が豊富であり管理能力を期待され、平成17年６月に取締役に就任。財務・経理本部を統括するとともに、金融機関からの大型融資案件を成功させ、今後も財務・経理の中核として貢献できる人物であると判断し指名いたしました。
（f）西岡卓志（取締役）
西岡卓志は、上場企業としての企業基盤を築くことが出来る能力を期待され、平成20年６月に取締役に就任。内部統制・法令遵守等、当社の内部管理を行う中核人物であると判断し指名いたしました。
（g）松田良成（社外取締役）
松田良成は、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かすことができる人物であると判断し指名いたしました。

b．監査役
（a）尾崎一義（社外監査役（常勤））
尾崎一義は、総務部門の責任者として培われた豊富な知識・経験等を監査体制の強化に活かすことができる人物であると判断し指名いたしました。
（b）清水　章（社外監査役）
清水　章は、上場会社の常勤監査役の経験を活かし、公認会計士及び税理士としての専門的な見地から職務を適切に遂行できる人物であると判断し指名いたしました。
（c）谷口嘉広（社外監査役）
谷口嘉広は、上場会社の常勤監査役としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営全般に対する監査と有効な助言ができる人物であると判断し指名いたしました。

【補充原則４－１－１　経営陣に対する委任の範囲の概要】
取締役会は、取締役7名（うち1名は社外取締役）により構成しております。社外取締役1名は法律の専門家である弁護士でありコーポレート・ガバナンスの根幹を理解するだけでなく、取締役会では率直で明快な意見を述べております。
当社の場合、代表取締役社長、大阪営業本部長、東京営業本部長、投資運用本部長、総務・人事本部長及び財務・経理本部長などの業務執行を行う取締役が経営陣であるという認識でおります。
取締役会では、法令で定める事項のほか、取締役会決議事項を取締役会規程に定めております。中期経営計画、経営方針等の重要案件は、全取締役（社外取締役を除く）で構成する経営会議で検討した後、予算委員会で審議したうえで取締役会に上程しております。
経営陣への委任を明確にすべく、職務権限規程で定める職務権限基準表付議事項により決裁権限を定めております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて、独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則４－１１－１　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社の取締役会は、代表取締役社長1名、専務取締役東京営業本部長1名、常務取締役投資運用本部長1名、常務取締役大阪営業本部長1名、取締役財務・経理本部長1名、取締役総務・人事本部長1名、すなわち、議長である代表取締役社長と、営業部門各本部の本部長3名の取締役、二つの管理部門をそれぞれ統括している本部長2名からなる取締役6名に加え、これらを監督する独立社外取締役1名、合計7名で構成されており、当該員数及びバランス等については適切であると判断しております。また、各事業部門の統括責任者として適任の取締役を配置しております。

これらの取締役の選任については、総務・人事担当取締役が取締役候補案を代表取締役社長に提案し、その案を代表取締役社長が検討いたします。その後、取締役会の決議を経て指名しております。取締役会では、独立社外取締役を含めたメンバーが、代表取締役社長より趣旨等の十分な説明を受けながら、その妥当性を確認し決定しております。

【補充原則４－１１－２　取締役・監査役における他の上場会社の役員の兼任状況】
当社では、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすため、極力、他の上場会社の役員の兼任を避けております。現在、社外取締役1名が他の上場会社2社の取締役を兼任しております。また、社外監査役1名は他の上場会社1社の監査役を兼任しております。なお、兼任状況については、毎年作成する事業報告において開示しております。
今後、他の上場会社の役員を兼任することがある場合もその兼任の数は3社以内とするとともに、当社取締役会における出席率75%以上を確保するよう努めます。

【補充原則４－１１－３　取締役会全体の実効性に係る分析・評価の結果の概要】
当社では、毎年1回以上、社外監査役全員（監査役会は3名の独立役員で構成）が、自由な雰囲気の中で、各取締役と個別に面談し、業務の執行状況や取締役会の運営状況についてヒアリングをしております。このヒアリングを通じ、各取締役及び各監査役が、取締役会の実効性について自己分析し評価しております。現在、取締役会では反対意見や慎重論も自由に言える雰囲気で行われている旨の共通認識を得ております。

【補充原則４－１４－２　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社では、取締役・監査役就任者向けに、必要な知識を習得し、その役割と責任を理解する機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施しております。
それに加え、社外取締役・社外監査役が当社の経営理念、経営方針、事業活動及び組織等に関する理解を深めることを目的に、随時、これらに関する情報提供を行っております。社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割及び責務を果たすために必要とする事業・財務・組織・法令等に関する知識を取得する機会の提供、あっせん、費用の支援を行っております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主・投資家との建設的な対話を重視しており、代表取締役社長が会社の業績等について説明する年2回の機関投資家向け決算説明会を開催し、また、総務・人事本部が主管して全社的な協力を得て年1回の個人投資家向けの社外イベントに参加して、投資家等との積極的な対話にも取り組んでおります。
投資家等の面談については、代表取締役社長又はIR担当の取締役（総務・人事担当取締役）が可能な限り前向きに対応しております。
株主からの面談申込みについては、全部門を横断的に統括する総務・人事担当取締役が株主との全般的な対話の統括を行い、株主との建設的な対話ができるよう十分に配慮しております。また、総務・人事担当取締役は、株主からの意見等を取締役会にフィードバックするとともに、インサイダー情報を内部者取引防止規程及び社内ルールに基づいて適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
松岡　哲也	6,421,900	36.74
永岡　幸憲	409,000	2.34
西羅　弘文	407,000	2.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	300,600	1.72
株式会社SBI証券	276,700	1.58
原田　博至	274,800	1.57
丸井　啓彰	262,800	1.50
入江　賢治	242,600	1.38
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	205,600	1.17
堀井　敏雄	205,200	1.17

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	不動産業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松田　良成	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松田　良成	○	株式会社ヘリオス 取締役 はるやま商事株式会社 社外取締役	弁護士としての専門的な知識・経験を有していることから、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反の生ずる恐れのない独立役員として、経営に関するモニタリングを実施されるものと判断し指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役監査、内部監査、会計監査は、各々監査主体としての独立性を維持しつつも、相互に連携・協力し、監査の効率性、実効性を高めるよう努めております。
例えば、監査役は会計監査人による会計監査の際、意見交換等を行い、監査状況の把握に努めるとともに、内部監査人とも定期的に情報交換を
行い、内部監査の進捗状況を確認しております。また、内部監査人は、内部監査の執行にあたり、監査役と連携を図るとともに会計監査人と意見交換を行って内部監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
尾崎　一義	他の会社の出身者													
清水　章	公認会計士													
谷口　嘉広	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾崎　一義	○	―――	人格・識見等ともに優れ、豊富な管理部門の業務経験を有していることから、社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反の生ずる恐れのない独立役員として、経営に関するモニタリングを実施されるものと判断し指定いたしました。
清水　章	○	株式会社フェイス 社外監査役（非常勤）	公認会計士及び税理士として専門的知識・経験を有していることから、社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反の生ずる恐れのない独立役員として、経営に関するモニタリングを実施されるものと判断し指定いたしました。
			上場企業における監査役として豊富な経験と

谷口　嘉広	○	株式会社アラミス 監査役（非常勤）	幅広い見識を有していることから、社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反の生ずる恐れのない独立役員として、経営に関するモニタリングを実施されるものと判断し指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社におきましては、その資格を満たす社外役員すべてを、独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役に対して、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役及び従業員の経営参画意識を喚起し、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役及び監査役には、連結報酬等の総額が1億円以上の者がいないため、役員ごとの報酬等は開示しておりません。
なお、第16期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の取締役及び監査役に支払われた報酬は以下のとおりであります。
取締役の年間報酬総額 7名 380,877千円
監査役の年間報酬総額 3名 40,062千円
いずれも役員賞与の支給実績はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役は業務を補助する独立した使用人はおりませんが、適宜、総務・人事本部長と協議し、総務・人事本部総務チームのサポートを受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 取締役会
当社の取締役会は、取締役7名によって構成されており、毎月1回の定時取締役会のほか、会社の重要事項に対しては、定款、社内諸規程に基づき、適宜臨時取締役会を開催し、決議しております。

2. 監査役
当社では、監査役制度を採用しており、監査役3名（常勤監査役1名及び非常勤監査役2名）で構成されております。監査役は、定時取締役会、

臨時取締役会及び必要に応じてその他社内会議に出席し、具体的な意見を具申するとともに、リスクマネジメント、コンプライアンス、その他適宜経営状況についての監査を行っております。
また、平成20年６月以降、監査役会を設置し、定時監査役会を原則月１回開催しており、取締役の業務執行を監督する機関として監査機能や牽制機能等をより一層有効に発揮するよう努めております。
なお、非常勤監査役清水 章は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する専門的な知識と経験を有しております。

３. 内部監査
代表取締役社長により専任の内部監査人１名を任命し、監査役との連携により計画的に、各部門において内部統制が機能しているかどうかの確認、社内諸規程に定められた手続に基づき業務運営が行われているかの確認、コンプライアンス状況の確認、リスク管理状況の確認を重点課題として内部監査を実施しております。

４. 監査法人、弁護士等その他第三者の状況
当社は、ひびき監査法人と監査契約を締結しております。また、顧問契約を締結している弁護士より必要に応じてアドバイスを受けております。

５. リスク管理体制の整備の状況
当社は、社内諸規程を定め、管理・運営を継続して行うとともに、情報の共有化を行うことで、不測の事態の発生を未然に防ぎ、業務の効率化を図る体制作りに取り組んでおります。また、リスク管理の担当部署は総務・人事本部総務チームとし、不測の事態が生じた場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、専門家である顧問弁護士、会計監査人及び顧問税理士の助言を受け、全社一丸となって迅速な対応を行う体制作りに取り組んでおります。

３. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役が１名、社外監査役が３名おります。
社外取締役である松田良成は、弁護士としての専門的な知識・経験等に基づき、当社株主の利益を保護する観点から取締役の業務執行を監督するため、平成26年６月26日開催の定時株主総会で選任されております。同氏は弁護士法人漆間総合法律事務所の代表社員、株式会社ヘリオスの取締役及びはるやま商事株式会社の取締役を兼務しておりますが、各社と当社グループとは人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。
社外監査役（常勤）である尾崎一義は、当社監査役就任以前に当社において役員もしくは従業員として在籍したことはなく、また、以前の勤務先についてもすべて取引関係はなく利害関係もありません。
社外監査役（非常勤）である清水 章は株式会社フェイスの監査役でありますが、株式会社フェイスとは取引関係にはなく利害関係もありません。
社外監査役（非常勤）である谷口嘉広は株式会社アラミスの監査役でありますが、株式会社アラミスとは取引関係にはなく利害関係もありません。
また、松田良成は第４回新株予約権30個（9,000株分）、尾崎一義は第４回新株予約権100個（30,000株分）、清水章は当社株式20,000株・第４回新株予約権20個（6,000株分）、谷口嘉広は第４回新株予約権20個（6,000株分）を保有しております。なお、当社と社外監査役との間には、上記以外の人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。
これら社外監査役につきましては、当社並びに当社代表取締役及び当社取締役等と直接利害関係のない有識者等から選任するようにいたしております。また、常勤監査役である尾崎一義は豊富な経験と知見を有しており、非常勤監査役である清水 章は公認会計士・税理士として財務及び会計に関する専門的な知識と経験を有しており、非常勤監査役である谷口嘉広は長年に亘る上場企業における常勤監査役としての豊富な経験と知見を有しております。

（社外取締役及び社外監査役の独立性に関する考え方）
当社は、株式会社名古屋証券取引所が、平成22年２月10日施行の業務規程等の一部改正により、上場会社に対して、１名以上の独立役員を確保すること及び独立役員に関する事項を記載した届出書の提出を求めることとしたことに対応し、平成22年３月16日開催の取締役会において独立役員として社外監査役（常勤）尾崎一義を選定し、また、平成26年６月26日開催の取締役会において独立役員として社外取締役松田良成、社外監査役（非常勤）清水 章及び社外監査役（非常勤）谷口嘉広を選定し、株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。この結果、独立役員は社外取締役１名及び社外監査役３名の合計４名となりました。さらに平成26年12月26日に東京証券取引所上場に際し、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。
なお、当社においては社外取締役及び社外監査役を独立役員として認定する独立性の基準又は方針を定めておりませんが、社外取締役又は社外監査役が他の会社等の役員もしくは使用人である、又はあった場合における当該他の会社等と当社との利害関係に係る事項及び、株式会社東京証券取引所若しくは株式会社名古屋証券取引所が開示を求めている社外役員の独立性に関する事項を留意して、独立役員を認定しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社においては、株主総会の集中日を避けることを重視し、日程の設定を行っております。 なお、第16期定時株主総会は、平成28年6月28日に開催いたしました。
その他	株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう第9期定時株主総会において定款一部変更の議案を承認可決いただいております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回、中間期と通期の決算発表後に、機関投資家・アナリスト向け決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、株主総会招集通知、報告書、各種IR情報を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務・人事本部総務チーム	
その他	名古屋証券取引所が主催する個人投資家向けIRイベントである「名証IRエキスポ」に参加しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	円滑な企業経営を行うためには、企業に関わる利害関係者（株主、顧客、従業員、取引先、地域社会等）に対し、企業の透明性を高めることで、効率的な経営が実現できるシステムの確立を目指しております。その適正な評価に資することを目的として内部者取引防止規程を制定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

□基本的な考え方
当社グループは、内部統制システムをコーポレート・ガバナンスの基幹であり、その整備・運用が取締役の重要な責務であると考えております。また、内部統制システムの整備・運用が、企業の競争力を高め、企業不祥事を回避し、株主をはじめとするステークホルダーにとって企業価値を高めるものであると考えております。

□整備状況
1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
(2)コンプライアンス・リスク管理委員会は、コンプライアンス体制の改正に関する事項、当社に重大な影響を与えるおそれのあるコンプライアンス上の問題を付議し、審議結果を取締役会に報告する。
(3)社内において重大な法令違反その他のコンプライアンス違反行為が行われ、また、行われようとしている事実を発見した場合に、匿名で通報できる体制を整えることとする。
(4)関連する法令の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、取締役及び使用人に対して、速やかに必要な通達又は研修を実施する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)総務・人事担当取締役は、文書管理規程に基づき、次の文書(電磁的記録を含む。)について関連資料とともに適切に保存し、かつ管理するものとする。
・株主総会議事録
・取締役会議事録
・計算書類
・決裁申請書
・その他経営上重要な文書
(2)総務・人事担当取締役は、前記(1)に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、文書管理規程に定めた期間保存し、かつ管理するものとする。
(3)総務・人事担当取締役は、取締役及び使用人に対して、文書管理規程に基づいて文書の保存、管理を適正に行うよう指導するものとする。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)各本部の担当役員は、自己の担当領域において、リスクマネジメント管理体制を構築する権限と責任を有する。
(2)社内会議等において、各構成員は自己の担当領域において予見されるリスクがある場合は、必ず報告するものとする。
(3)社内会議等において、報告された経営上重要なリスクについては、取締役会へ報告するものとする。
(4)関連する法令の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、取締役及び使用人に対して、速やかに必要な通達又は研修を実施する。
(5)大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とし、必要な人員で組織する危機対策本部を設置するなどの対策を講じる。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)定款、社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制をとる。
(2)以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
a. 取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
b. 取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき毎期、各本部ごとの業績目標と予算を設定する。
c. 各本部を担当する取締役は、各本部が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
d. 月次の業績は、ITを積極的に活用したシステムにより、月次で迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会及び各取締役に報告する。
e. 取締役会は、毎月この結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
f. e. の議論を踏まえ、各本部を担当する取締役は、各本部が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
関係会社運営規程その他関連規程を定め、各子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うことを義務付ける。

6. その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの業務分掌に従い子会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
(2)重要な子会社に対しては、取締役又は監査役を派遣し、業務の適正性を確保する。
(3)子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合において当該使用人に関する事項
(1)監査役がその職務を補助すべき使用人(以下、補助使用人、という。)を置くことを求めた場合は、取締役会が、必要な人選を行い、監査役の同意を得るものとする。
(2)監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項について指揮・命令することができるものとする。

8. 補助使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)補助使用人は、当該職務を行うにあたっては、監査役の指揮・命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮・命令は受けないものとする。
(2)当該使用人に対する人事考課、異動、懲戒処分等の人事権の行使については、事前に監査役と協議を行い、その意見を尊重してこれを行うものとする。

9. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)取締役及び使用人は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を直ちに報告しなければならない。
(2)取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。

10. 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者による当社の監査役への報告に関する体制
当社は、当社グループの役職員に対して、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合や、法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに当社の監査役会又は監査役に対して報告することを徹底する。また、当社は、当社各本部長が定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス・リスク管理等の状況を報告する体制を整備する。さらに、当社は、当社グループの内部通報制度の担当部署が、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する体制を整備する。

11. 監査役等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社グループの監査役等へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。また、内部通報規程においては、内部通報をしたことを理由として、内部通報者に対して、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行なってはならない旨明記する。

12. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)代表取締役社長は、監査役からの要請に応じて監査役会と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、意見交換し、監査が実効的に行われるよう努めるものとする。
(2)取締役は、監査役が取締役会、その他重要な会議に出席し、意見を述べた場合には、これを真摯に聞き監査役の監査が実効的に行われるよう努めるものとする。
(3)取締役又は使用人は、月次の業績及び財務の状況等に関して、定期的に監査役に報告し、議事録、決裁申請書その他業務の執行に関する重要な文書等については、常勤監査役への回付及び閲覧を要するものとし、監査役からの要請があるときは、十分説明するものとする。
(4)内部監査人は、監査役及び会計監査人と常に密接な連携を取りながら監査役の監査が実効的に行われるよう努めるものとする。
(5)監査役は、定期的に会計監査人から会計監査の方法及び結果について報告を受け、意見を交換するものとする。
(6)監査役は、内部監査人から内部監査の報告を受けるほか、適宜、会合をもち情報の交換を行うなど緊密な連携を図るものとする。
(7)監査役は、監査を行うため必要と認められる場合は、当社の費用において弁護士、公認会計士、専門機関等の外部の専門家に調査を委託し、又は意見を求めることができるものとする。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するとともに、金融商品取引法に規定する有効かつ適切な内部統制報告書の提出のため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し運用する体制を構築する。また、取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備及び運用状況を監視する。

14. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したことは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合の除き、これを拒むことはできない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

□基本的な考え方
市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断して毅然とした態度で臨む。

□整備状況
(1)反社会的勢力及び団体への対処要領で反社会的勢力と対決姿勢を行動指針として示し、その周知徹底を図る。
(2)本社総務・人事本部を統括部署として反社会的勢力による不当要求に対し断固として拒絶の意思を示す。
(3)警察や暴力追放推進センターが主催する連絡会へ参加し、反社会的勢力に関する情報の一元的な管理・蓄積を図りつつそれら専門機関との連携体制を確保する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

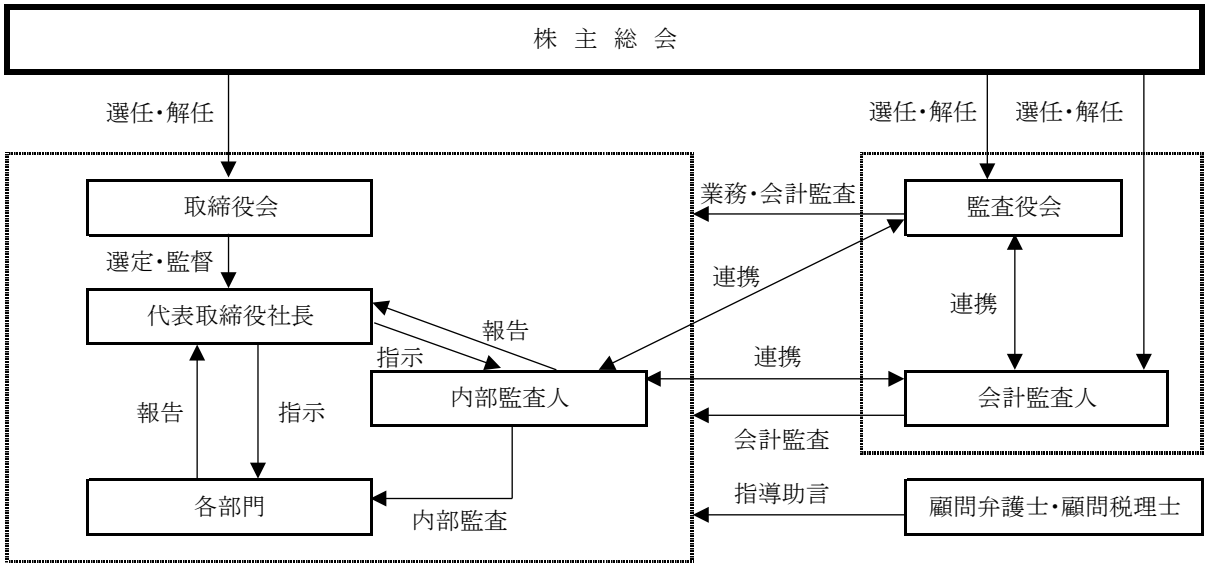
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

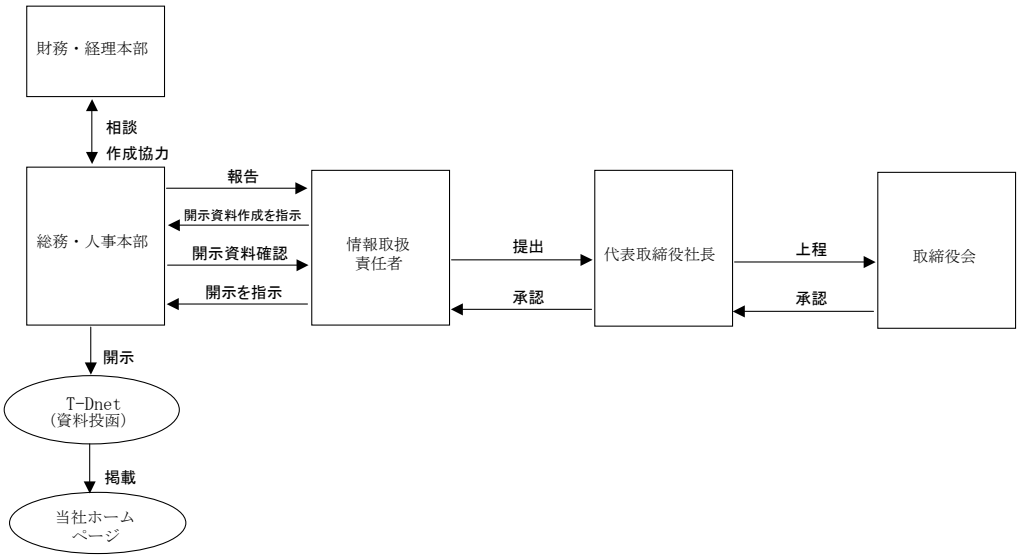
―――

【模式図(参考資料)】

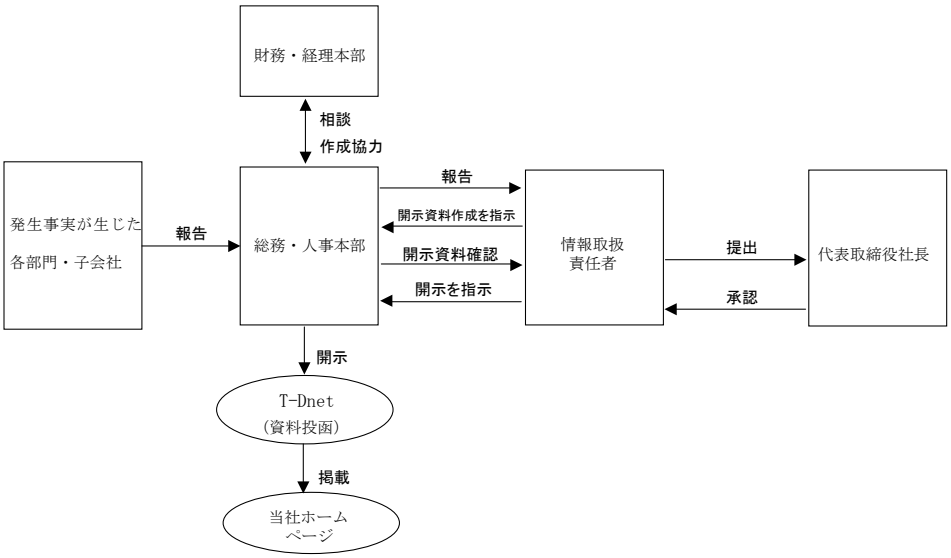

株 主 総 会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
業務・会計監査
監査役会
選定・監督
連携
連携
代表取締役社長
報告
指示
連携
内部監査人
会計監査人
報告
指示
会計監査
各部門
内部監査
指導助言
顧問弁護士・顧問税理士

【適時開示体制の概要（模式図）】

○決定事実に関する情報及び業績予想・配当予想の修正



○発生事実に関する情報



○決算に関する情報（業績予想・配当予想の修正を除く）

